



令和元年8月1日からプラスチックの分別回収が始まります。

## 出せるプラスチック製容器包装品

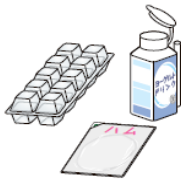
容器包装とは、商品が入っているもの(容器)や包んでいるもの(包装)をいいます。中身の商品を使用し、使い終わったときなどに不要となるものです。

♻️(プラマーク)の表示があるものすべてが、プラスチック分別回収の対象となります。

### プラスチック製のカップ・パック類



カップめんなどの容器



卵・食品などの容器

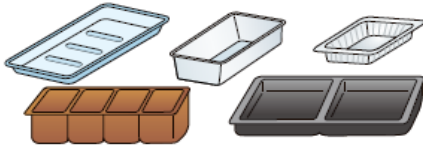


くすり・化粧品などのパッケージ



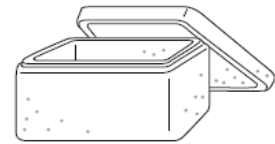
コンビニ弁当などの容器

### プラスチック製のトレイ(皿型容器)類



お惣菜・生鮮食品などのトレイ・パック  
お菓子・海苔などの仕切りトレイ

### 発砲スチロール



スチロールの箱・梱包材など

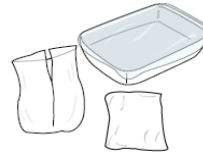
### プラスチック製の袋・ラップ類



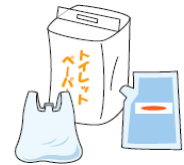
食品・野菜などの袋



洗剤・サラダ油などの容器

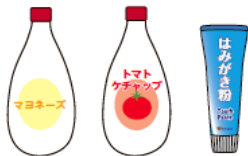


生鮮食品などのラップ  
カップめんなどの外装フィルム



レジ袋・日用品・詰替用  
洗剤などの袋

### プラスチック製のチューブ類



調味料の容器・歯磨き粉などのチューブ

### プラスチック製のキャップ・ラベル類



ペットボトル・飲料・調味料などのキャップやラベル

## 出せないプラスチック製品

- ごみ箱
- 歯ブラシ
- 洗面器
- バケツ
- ストロー
- プラスチック食器
- まな板
- キッチン用スポンジ
- おもちゃ
- ビニールひも
- プラスチック製ハンガー
- CD
- ビニールサンダル
- など

- 可燃ごみ
- ★ 指定袋に入らないもの → 粗大ごみ
- ★ 金属がついているもの → 不燃ごみ
- ★ ペットボトル (♻️ PET) → 資源ごみ



# プラスチック(容器・包装)の出し方

## STEP 1 : 分別をしましょう

♻️の表示があるものを分別してください。



ただし、容器やそのものに表示がない場合があります。  
たとえば、お菓子の子袋は、外装にまとめて表示されている場合があります。

## STEP 2 : 汚れを落としましょう

中身は使い切り、汚れがあるものは、洗って汚れを落とすか、汚れをふき取ってください。  
(チューブ製品は、中身の汚れを取るのにハサミ等で切ってもらっても大丈夫です。)  
洗っても汚れが落ちないものは、可燃ごみとして出してください。

中身を残さない！



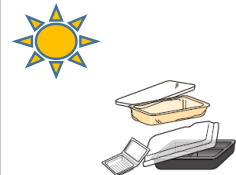
汚れを洗う  
汚れを拭き取る



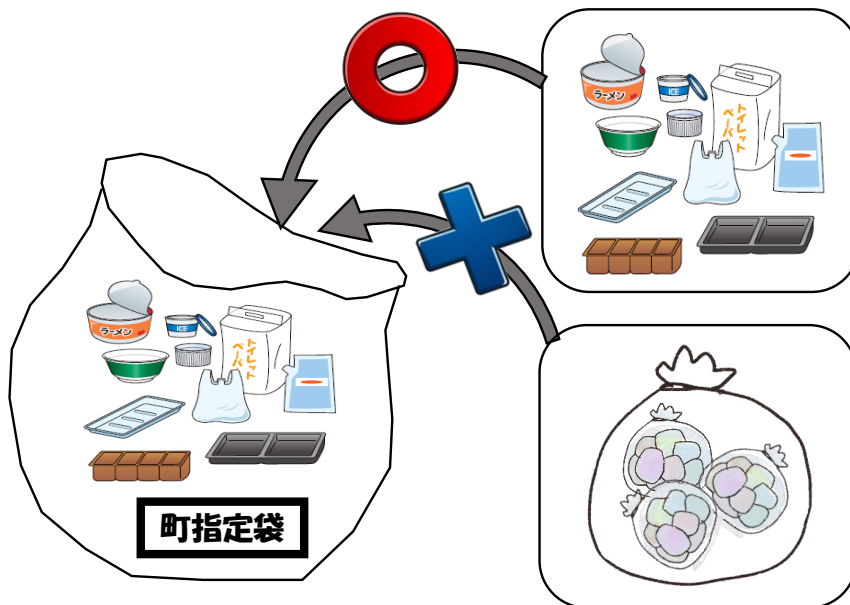
汚れた部分を  
カットする



乾かす・水気をとる



## STEP 3 : 資源ごみ(緑の袋)として出して下さい。



指定袋

「資源ごみ」

を使ってください。

容器包装プラスチック以外のものが、袋に入っていると、回収ができませんのでご注意ください。

← 袋の中に袋を入れない！

※ 分別することにより、貴重な資源として有効活用ができます。  
プラスチック製容器包装の分別にご理解とご協力をお願いします。

香川県伊予資源化広域連合  
☎ 0598-49-4311